

米国 付与後手続制度



	付与前 情報提供制度	付与後 情報提供制度	付与後 異議申立て	当事者系レビュー	査定系再審査	補充審査
USPTO 庁費用	\$180	\$0	\$20,000(提出) \$27,500(受理された場合) 合計 \$47,500	\$19,000(提出時) \$22,500(受理された場合) 合計 \$41,500	Streamlined \$6,300 Non-Streamlined \$12,600	\$4,620(提出時) \$12,700(再審査申請時) 合計 \$17,320
請求人	第三者	何人も	第三者		何人も	特許権者
時期	A、Bのいずれか早い方 A) 許可通知日以前 B) (i) 出願公開から6ヵ月又は (ii) 最初の拒絶理由通知の いずれか遅い方	権利行使可能期間	特許付与後9ヵ月以内	特許付与後9ヵ月以降	権利行使可能期間	
範囲	特許公報、公開公報またはその他の刊行物		新規性、非自明性、明細書の 記載要件に関するすべての事項	特許公報、公開公報またはその他の刊行物 新規性、非自明性に関する事項のみ	特許性に関する重要と考えられる すべての情報(新規性、非自明性、 明細書の記載要件)	
提出要件	各提出書類の関連性を示す 簡潔な説明を 記載しなければならない	少なくとも一つのクレームと 先行技術との関連性の 説明をしなければならない	少なくとも一つのクレームの特許性 がないことが50%以上(more likely than not)であることを 示さなければならない	少なくとも一つのクレームが 優勢(prevail)であるという 合理的な蓋然性(reasonable likelihood)があることを 示さなければならない	特許性に関する実質的な新たな問題を 示さなければならない	
エストoppel (禁反言)	なし		ありー 異議申立て中に提示した、又は提示することが出来た根拠に基づく 主張はできない	なし		
対象となる 出願	出願日に関わらず、すべての出願		2013年3月16日以降の 出願に基づく特許	出願日に関わらず、すべての出願		
匿名での 提出	可		不可		可	不可

付与後手続制度のタイムライン

